

証券コード5867
2024年3月12日
(電子提供措置の開始日) 2024年3月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
J Pタワー23階
株式会社エスネットワークス
代表取締役社長 高 畠 義 紀

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.esnet.co.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エスネットワークス」又は「コード」に当社証券コード「5867」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に記名並びに賛否をご表示いただき、2024年3月27日（水曜日）午後6時までには到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月28日(木曜日) 午前11時(受付開始午前10時30分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル8階 Room3
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第25期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類に引き下げられる等、経済活動の正常化が進む中、一部に足踏みがみられるものの緩やかに持ち直し、先行きについては、各種政策の効果もあり景気の回復が継続することが期待されております。一方で中東情勢やロシア・ウクライナ情勢の長期化など、世界経済の不確実性が我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇・供給面での制約・金融資本市場の変動の影響等に十分な注意が必要です。

こうした状況の中、当社が主としてサービス提供を行っております、財務・会計といった専門性に依拠して経営支援の策定や実行を推進するCFO機能の提供におきましては、引き続きプライベート・エクイティ・ファンドによる企業買収の動きが活発化しており、対象会社の財政状態の適時適切な把握、経営成績の継続的なモニタリングの実施、また戦略策定のための継続的な分析といったニーズが高まっております。

当社グループにおいて重要である人材獲得においてはコンサルタント市場では競争が激化し、難しい状況が継続しているものの、前連結会計年度に引き続き採用活動において様々な取り組みを行い、即戦力となる中途人材や将来的な当社グループのコアとなる若手人材の採用を積極的に行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,711,258千円（前連結会計年度比2.3%増）、営業利益269,344千円（同35.5%増）、経常利益251,751千円（同7.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益136,800千円（同4.4%減）となりました。

② 資金調達の状況

当連結会計年度中に金融機関からの資金の借入により総額100,000千円を調達いたしました。

2023年12月19日に東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、公募により自己株式50,000株を処分し、36,500千円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、174,102千円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年7月19日付で当社が保有するES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE. LTD.の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

また、2023年7月20日付で当社が保有するES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD.の全株式を譲渡し、連結の範囲から除外しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2020年12月期 第 22 期	2021年12月期 第 23 期	2022年12月期 第 24 期	2023年12月期 第 25 期(当期)
売 上 高 (千円)	2,337,186	2,334,022	2,649,914	2,711,258
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)	△41,674	122,645	143,149	136,800
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△14円90銭	43円97銭	49円41銭	46円43銭
総 資 産 (千円)	2,346,541	2,400,699	2,379,947	2,218,179
純 資 産 (千円)	1,125,010	1,192,356	1,259,083	1,395,645
1株当たり純資産	397円86銭	400円78銭	411円16銭	444円62銭

(注) 1. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数により計算しております。

3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、2021年12月期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2020年12月期 第 22 期	2021年12月期 第 23 期	2022年12月期 第 24 期	2023年12月期 第 25 期(当期)
売 上 高 (千円)	1,902,114	1,985,175	2,231,889	2,338,930
当期純利益又 は当期純損失(△) (千円)	△50,107	249,218	114,804	196,388
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△17円92銭	89円35銭	39円63銭	66円65銭
総 資 産 (千円)	2,138,892	2,294,169	2,229,207	2,105,693
純 資 産 (千円)	946,710	1,128,424	1,160,249	1,317,412
1株当たり純資産	340円72銭	388円65銭	392円89銭	438円87銭

(注) 1. 金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数により計算しております。

3. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、2021年12月期の数値については、当該誤謬の訂正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
パラダイムシフトグループ株式会社	50,000千円	100%	投資事業
イーエスピーシーワン株式会社	150千円	76%	投資事業
ES CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.	2,268百万VND	100%	アジア展開を目指す日系企業の進出支援・コンサルティング事業
ES ACCOUNTING VIETNAM CO.,LTD.	350百万VND	35% (注) 1	会計サービス事業
ES NETWORKS PHILIPPINES INC.	11,000千PHP	100%	アジア展開を目指す日系企業の進出支援・コンサルティング事業
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SERVICE INC.	1,100千PHP	25% (注) 1	人材紹介業
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SOLUTIONS INC.	500千PHP	40% (注) 1	VISA他各種申請代行業

(注) 1. 持分は100分の50以下であるが、実質的に支配しているため子会社としたものであります。

2. 2023年7月19日付で、当社は、ES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE. LTD.の全株式を譲渡いたしました。

3. 2023年7月20日付で、当社は、ES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD.の全株式を譲渡いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は、以下の項目と認識しております。

①優秀な人材の育成と採用

人材こそが持続的な成長のために最も重要な経営資源であると認識しております。特に今後の事業展開においては、多様な領域の専門家や、複数の領域に渡ってサービス提供を行える優秀なコンサルタントの採用・育成が不可欠であると認識しております。

従って、優秀な人材の確保に向けて、人事評価制度や賃金制度の見直し、多様な働き方を支える業務環境や福利厚生の改善、実践型研修の充実、成長支援のための1 on 1面談の実効性強化といった制度面での対応を積極的に進めていくとともに、採用手法の拡充や選考プロセスの見直しを継続して取り組んでまいります。

また、当社グループが輩出することを目指しているCFO人材には、特定の分野に限定されない、管理部門領域全般に関する幅広く深い知識と経験を有することが求められます。そこで、事業部の枠やサービス領域にとらわれない案件アサインメントを推進し、コンサルタントが多くの成長機会を得ることで、高い付加価値を生み出すことのできるCFO人材の育成を図るとともに社内外問わず、CFO人材が流動的に行き来する仕組み（リボルビングドア）を構築したいと考えております。そして、これらの取り組みを、ブランディング活動を通じて労働市場に対して訴求していくことにより、さらに多くの優秀な人材を惹きつける正のスパイラルを作り出すことを目指してまいります。

②企業グループとしてのグループ内連携の強化

グループ企業間においてシナジーを発揮することにより相互に企業価値を高め、国内案件のみならず海外案件においても、迅速かつシームレスに事業が展開できる組織体制を確立してまいります。

③情報セキュリティの確保

顧客企業の経営の根幹にかかる情報を取り扱う事業の特性上、情報セキュリティの確保が最重要課題であるとの認識に立ち、情報漏洩事故を防止するための社内教育や体制整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年12月31日現在)

事業別	事業内容
コンサルティング事業	新規株式公開（IPO）支援、企業買収や事業の売買に対する財務・会計分野におけるアドバイザリー業務、人事制度構築を中心とした組織活性化等にかかるコンサルティング業務、M&A後の事業統合支援（PMI）、アジアを中心とする新興国の成長に伴う日本企業の進出支援、経営管理強化支援（BPR）、内部統制強化支援、企業再生支援、事業承継等にかかるコンサルティング業務 他
投資事業	経営支援を通じたバリューアップ活動を背景とした投資活動

(6) 主要な営業所 (2023年12月31日現在)

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区
札幌支店	北海道札幌市
関西支店	大阪府大阪市

② 子会社

名 称	所 在 地
パラダイムシフトグループ株式会社	東京都千代田区
イーエスピーシーワン株式会社	東京都千代田区
ES CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国
ES ACCOUNTING VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES INC.	フィリピン共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SERVICE INC.	フィリピン共和国
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SOLUTIONS INC.	フィリピン共和国

(7) 使用人の状況 (2023年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	175名	21名減
投資事業	1名	増減なし
全社（共通）	45名	11名増
合計	221名	10名減

- (注) 1. 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外からの当社への受入出向者を含んでおります。また、臨時従業員は含まれておりません。
2. 2023年7月に行われたES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE. LTD.及びES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD.の株式譲渡に伴い、前連結会計年度末と比較して人員が減少しております。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。前連結会計年度においては営業事務を行う部門の人員をコンサルティング事業の区分に含めておりましたが、当連結会計年度より全社（共通）の区分に変更しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
136名	11名増	33.9歳	4.6年

- (注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外からの当社への受入出向者を含んでおります。また、臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借入先	借入額
三井住友銀行	134,998千円
三菱UFJ銀行	109,176
りそな銀行	104,159
北陸銀行	63,899
福岡銀行	53,352
横浜銀行	33,200
みずほ銀行	28,319
七十七銀行	11,104

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

（本社移転）

当社は、2023年6月5日付で本社を東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー23階に移転いたしました。

（株式公開）

当社は、2023年12月19日付で東京証券取引所グロース市場（証券コード：5867）へ新規上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 普通株式 10,840,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 2,994,700株 (自己株式53,400株を除く)
- ③ 株主数 977名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)58	1,047,300株	35.0%
(株)須原屋	516,100	17.2
エスネットワークスグループ社員持株会	203,370	6.8
セキュア・ベース(株)	163,600	5.5
宮部 賢一	150,100	5.0
パーソルキャリア(株)	100,000	3.3
宇野 康秀	80,000	2.7
須原 伸太郎	59,651	2.0
木地 陽介	51,500	1.7
(株)S・M・R・T	39,400	1.3

(注) 持株比率は、自己株式53,400株を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回新株予約権
新株予約権の数	1,375個
保有人数 取締役（監査等委員を除く） 取締役（監査等委員）	2名 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 137,500株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個あたり825円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり55,000円
新株予約権の行使期間	2023年4月1日から2028年3月31日まで
新株予約権の主な行使条件	<ul style="list-style-type: none">・2022年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度において連結経常利益が570百万円を超過すること・新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の役員又は従業員であること

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 島 義 紀	株式会社ZENKIGEN 監査役
取 締 役	武 林 聡	アート・クラフト・サイエンス株式会社 取締役 株式会社Auditech 取締役 株式会社LASSIC 取締役
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	宮 部 賢 一	パラダイムシフトグループ株式会社 監査役 イーエスピーシーワン株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	江 連 裕 子	公益財団法人青葉園 非常勤理事
取 締 役 (監 査 等 委 員)	若 林 義 人	西村あさひ法律事務所 パートナー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	竹 内 在	セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表 取締役社長兼CEO 天竜精機株式会社 取締役 佐藤工業株式会社 取締役 三井屋工業株式会社 取締役 セレンディップ・テクノロジーズ株式会社 取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社 取締役 株式会社アペックス 取締役 エムジーホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 江連裕子、取締役 (監査等委員) 若林義人及び取締役 (監査等委員) 竹内
在は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役江連裕子氏及び竹内在氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定
し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役 (常勤監査等委員) 宮部賢一は、創業当初より当社及び当社子会社の事業執行の経験を有する
ほか、2020年より当社常勤監査役を務めており、当社の事業全般に対し相当程度の知見を有して
おります。
- 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による
情報共有並びに内部監査人と監査等委員の十分な連携を可能にするため、宮部賢一を常勤の監査等
委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 江連裕子は、長年に渡り経済キャスターとして活躍し、多数の企業経営者や株
式市場関係者への豊富な取材経験から、企業経営や経済動向に関する高度な知見を有しております。

同氏は、独立した立場から取締役の職務執行を監督するものであります。

5. 取締役（監査等委員）若林義人は弁護士資格を有し、M&Aや企業法務を中心に法律に関する相当程度の知見を有しております。また、会計士補及び米国公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、客観的な立場から、当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制を強化するものであります。
6. 取締役（監査等委員）竹内在は、情報通信・マーケティング分野における高度な専門知識並びに上場企業における経営経験を有しております。同氏は、独立した立場から取締役の職務執行を監督するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、すべての取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、120万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、取締役（業務執行取締役を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 補償契約の内容の概要

当社と「① 取締役の状況」に記載のすべての取締役は、会社法第430条の2第1項に規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が保証する契約を締結しております。

ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次に掲げる事項に該当する場合には補償の対象としないこととしています。

- ・被補償者である取締役（以下、「被補償者」という）の悪意又は重過失により被補償者が被った損害等
- ・争訟費用のうち通常要する費用の額を超える部分
- ・当社が損害均等を賠償するとすれば被補償者が当社に対して会社法第423条第1項の責任を負う場合には、損害金等のうち当該責任に係る部分

④ 役員等賠償責任保険契約の内容と概要

当社はすべての取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。保険料は全額当社が負担しており、役員がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されますが、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は、対象外となります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	支給人員 (名)	報酬等の総額 (千円)	報酬等の 種類別の総額 (千円)	
			基本報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員である 取締役を除く） （うち、社外取締役）	2 (-)	55,315 (-)	48,475 (-)	6,840 (-)
監査等委員である取締役 （うち、社外取締役）	4 (3)	30,000 (18,000)	30,000 (18,000)	- (-)
合 計 （うち、社外取締役）	6 (3)	85,315 (18,000)	78,475 (18,000)	6,840 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る指標は、親会社株主に帰属する当期純利益であり、その実績は「1. 企業集団の現況に関する事項 (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況 ①企業集団の財産及び損益の状況」に記載しております。当社の業績連動報酬は各連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益に対して5%を役位に応じて配分しております。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、株主の皆様へ帰属する成果であり、その一部を業務執行取締役に分配する事は、株主の皆様との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると判断したためであります。
3. 2022年3月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額を年額500,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内とし、また使用人分給与は含まない）、また監査等委員である取締役の報酬額を年額100,000千円以内と決議されております。当該決議時点の監査等委員でない取締役は2名（うち社外取締役の選任はなし）、監査等委員である取締役は4名であります。

⑥ 役員報酬等の決定に関する方針等

イ. 監査等委員でない取締役

監査等委員でない取締役の報酬は、2022年3月25日の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会において審議を行い、監査等委員会への報告を行った上で、取締役会にて決定しております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額等の具体的な内容については、取締役会で決議された当該決定方針に基づき、報酬委員会にて、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任決議していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬額等に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

1) 基本方針

当社の取締役（業務執行取締役に限る。以下同様）の報酬は企業価値の持続的向上を図るためのインセンティブとして機能するよう、取締役の職責に応じた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各々の職務と責任を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬と業績連動報酬で構成します。

2) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務と責任及び当社の業績等を総合的に勘案して決定します。

3) 業績連動報酬等の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等は、各連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益に対して5%を役位に応じて配分し、賞与として毎年、一定の時期に支給します。当該指標を選択した理由は、親会社株主に帰属する当期純利益が、株主の皆様へ帰属する成果であり、その一部を業務執行取締役に分配する事は、株主の皆様との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると考えています。

4) 非金銭報酬等の決定に関する方針

非金銭報酬等は今後検討してまいります。

5) 報酬等の種類ごとの割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の種類ごとの割合は、役位によって異なりますが、固定報酬と業績

連動報酬等が適切な割合となるように支給します。

6) 報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、個人別の報酬の年額を12分した金額を毎月支給します。賞与は事業年度終了後4か月以内に年1回支給します。

7) 報酬等の内容についての決定の全部又は一部を第三者に委任する場合の決定事項

第三者への委任は行いません。

8) 報酬等の内容についての決定の全部又は一部を第三者に委任する場合以外の決定事項

各取締役の具体的な固定報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえ、決定します。

ロ. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役が株主の付託を受けた独立機関として取締役の職務執行に対する監査職務を負っていることから、監査等委員である取締役については監査等委員会での協議に基づく適切な水準の報酬としております。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役江連裕子は、公益財団法人青葉園の非常勤理事であります。
当社と兼職先との特別な関係はありません。
- ・取締役若林義人は、西村あさひ法律事務所のパートナーであります。
当社と兼職先との特別な関係はありません。
- ・取締役竹内在は、セレンディップ・ホールディングス株式会社の代表取締役社長兼CEO、天竜精機株式会社の取締役、佐藤工業株式会社の取締役、三井屋工業株式会社の取締役、セレンディップ・テクノロジーズ株式会社の取締役、セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社の取締役、エムジーホールディングス株式会社の社外取締役（監査等委員）及び株式会社アベックスの取締役を兼任しています。
当社と各兼職先との特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位及び氏名	主な活動状況
<p>取締役 (監査等委員) 江連 裕子</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、主に経済キャスターとしての経験で培った知識や見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、人事・労務管理体制について適宜必要な発言を行っております。</p>
<p>取締役 (監査等委員) 若林 義人</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、主に弁護士としての知識や見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制について適宜必要な発言を行っております。</p>
<p>取締役 (監査等委員) 竹内 在</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会24回の全て及び監査等委員会13回の全てに出席し、主に情報通信・マーケティング分野での事業経営の経験で培った知識や見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、情報セキュリティやリスクマネジメントについて適宜必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 責任限定契約の内容と概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項に定める契約の締結は行っていません。

③ 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

2.監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算出根拠等の妥当性や適法性を確認しており、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

また、上記の場合その他、会計監査人が適格性、独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、2017年3月15日開催の定時取締役会において、内部統制システムの基本方針を定め、2022年3月25日開催の取締役会において改定を行い、体制構築を進めております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

①当社及び当社子会社の取締役、海外子会社においてはそれに準ずる者（以下、「当社及び当社子会社の取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ 監査等委員による監査及び内部監査人による内部監査により、業務が法令及び社内規程に準拠し適正・妥当に行なわれているか監査し、不正の発見・防止に努める。
- ・ 内部通報窓口を設置し、報告者、相談者及び内部通報者の匿名性が保護されることにより、自由な通報や相談が担保できる仕組みを構築する。
- ・ 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社内規則を遵守し、職務を執行するための行動規範として、「コンプライアンス規程」を、周知することにより、法令等遵守の徹底を図る。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・ 株主総会議事録、取締役会議事録をはじめ、「文書管理規程」に定める情報を、同規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。
- ・ 取締役及び監査等委員は、常時、これらの文書等を閲覧又は謄写できるものとする。
- ・ 文書等の保管期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」によるものとする。

③当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 法令及び社内規程等に従い、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が権限と責任をもって業務を遂行し、コンプライアンスを徹底するものとする。
- ・ 各種リスクに対して各部門にてリスク管理を行い、コラボレート・パートナー及び各室長、部長が重要性を認識の上、リスク管理の状況を取締役会及び経営会議又は必要に応じ監査等委員会に報告する体制をとる。

- ・業務プロセスについては、内部監査によりリスクの軽減及び発生防止に努める。
- ・情報管理に関するリスクについては、各部門に情報セキュリティ管理者を定め、「情報セキュリティ基本規程」に基づきリスク管理を行なう。
- ・グローバルコーポレート部に法務担当者を置き、法律に関する専門的な判断が必要となる場合には、適宜、弁護士より助言を受ける。

④当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会並びに随時行う臨時取締役会において、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況についての情報を共有する。
- ・権限と責任の明確化のもと、迅速で機動的な業務執行を行うため経営会議を開催し、その検討結果を経て取締役会で決議することとする。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及びその子会社の代表取締役、海外子会社においてはそれに準ずる者は、当社グループの業務の適正を確保するため内部統制の構築及び運用を行なう。
- ・当社は、グループ各社の業務の適正を確保するために「関係会社管理規程」に従い、グローバルコーポレート部を中心に各社に対する牽制機能を果たす仕組みとする。
- ・当社は、その子会社の事業の特性に応じて社内規程を整備し、当社が整備する内部通報制度への参加を求める。
- ・当社の内部監査人は、グループ各社に対する内部監査を実施する。

⑥当社の監査等委員会がその補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する体制

- ・当社は、監査等委員会から求めがある場合には、速やかに監査等委員会の業務補助のための使用人として監査等委員会スタッフを置くこととし、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

⑦当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査等委員会スタッフを置く場合には、その独立性を確保するため、当該スタッフの任命、人事異動・人事評価等にかかわる事項については事前に監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が監査等委員会に報告するための体制に関する事項

- ・当社及び当社子会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、あるいは当社及び当社子会社の取締役等ないしは使用人の不正行為もしくは法令・定款違反等を発見したときは、直ちにその事実を報告するものとする。
- ・監査等委員は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人からの重要事項の報告を受けるものとする。

⑨当社の監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、監査等委員会へ報告を行った当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査等委員がその職務の執行について当社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑪その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、監査等委員会がいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対するヒアリングを実施することができる体制を構築する。

- ・当社は、監査等委員会が代表取締役、会計監査人、内部監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する機会を保障する。

⑫財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
- ・内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化するとともに、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑬反社会的勢力排除に向けた体制

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を持たないことを「コンプライアンス規程」に定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- ・反社会的勢力排除を推進する団体に加盟するなど、外部情報の収集や外部団体との連携を強化している。
- ・事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法人等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除と共に損害賠償請求に応じる義務を負う等の「暴力団排除条項」を契約書面にて交わしている。
- ・従業員等の雇用にあたり、入社時提出の「宣誓書」において、被採用者自らが反社会的勢力等でないこと、もしくはそれと関わりがないことを宣言させている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は24回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高める目的で、全社会議においてグローバルコーポレート部より情報発信するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い改正するとともに、その内容をイントラネット上で周知し、常時確認できるようにしております。
- ② 監査等委員会は13回開催され、社外取締役3名を選任しております。監査等委員は、監査

等委員会において定めた監査基準及び監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査人、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

- ③ 内部監査人は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告後、直ちに監査等委員会へも直接報告しております。

(3) 剰余金の配当等に関する決定方針

当社は、株主への安定した利益還元を通じた中長期的な企業価値の向上を経営上の重要課題の一つと捉えております。配当政策につきましては、連結株主資本配当率（DOE）10%を基準にした安定的な配当を堅持していく方針であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営組織体制強化、人材への投資及び海外事業展開の財源として有効投資してまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,576,476	流動負債	595,472
現金及び預金	1,098,645	一年内返済予定の長期借入金	311,145
売掛金	278,561	賞与引当金	10,824
仕掛品	8,144	未払金	180,993
営業投資有価証券	110,141	未払法人税等	250
その他	143,257	契約負債	50,187
貸倒引当金	△62,273	その他	42,071
固定資産	641,702	固定負債	227,062
有形固定資産	185,001	長期借入金	227,062
建物	154,034	負 債 合 計	822,534
その他	30,966	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	1,253	株主資本	1,272,096
その他	1,253	資本金	567,000
投資その他の資産	455,448	資本剰余金	246,388
投資有価証券	270,380	利益剰余金	542,277
繰延税金資産	10,219	自己株式	△ 83,568
敷金及び保証金	164,754	その他の包括利益累計額	59,401
その他	10,478	 その他の有価証券評価差額金	39,306
貸倒引当金	△384	 為替換算調整勘定	20,095
資 産 合 計	2,218,179	新株予約権	3,131
		非支配株主持分	61,014
		純 資 産 合 計	1,395,645
		負 債 純 資 産 合 計	2,218,179

連結損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		2,711,258
売上原価		1,454,559
売上総利益		1,256,698
販売費及び一般管理費		987,354
営業利益		269,344
営業外収益		
為替差益	18,318	
受取返還金	8,459	
その他	4,474	31,251
営業外費用		
支払利息	4,040	
支払報酬	10,352	
上場関連費用	23,223	
投資事業組合運用損	9,322	
貸倒引当金繰入	1,904	
その他	0	48,844
経常利益		251,751
特別損失		
関係会社株式売却損	36,586	
投資有価証券評価損	23,774	
固定資産除却損	1,875	62,237
税金等調整前当期純利益		189,514
法人税、住民税及び事業税	24,179	
法人税等調整額	15,089	39,268
当期純利益		150,245
非支配株主に帰属する当期純利益		13,445
親会社株主に帰属する当期純利益		136,800

連結株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	567,000	246,388	562,066	△161,815	1,213,639
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△114,843		△114,843
親会社株主に帰属する当期純利益			136,800		136,800
自己株式の処分		△41,747		78,247	36,500
利益剰余金から資本剰余金への振替		41,747	△41,747		-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	-	△19,789	78,247	58,457
当連結会計年度末残高	567,000	246,388	542,277	△83,568	1,272,096

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当連結会計年度期首残高	-	△2,885	△2,885	3,319	45,009	1,259,083
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当			-			△114,843
親会社株主に帰属する当期純利益			-			136,800
自己株式の処分			-			36,500
利益剰余金から資本剰余金への振替			-			-
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	39,306	22,980	62,287	△187	16,005	78,104
当連結会計年度変動額合計	39,306	22,980	62,287	△187	16,005	136,561
当連結会計年度末残高	39,306	20,095	59,401	3,131	61,014	1,395,645

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称
パラダイムシフトグループ株式会社
イーエスピーシーワン株式会社
ES CONSULTING VIETNAM CO.,LTD.
ES ACCOUNTING VIETNAM CO.,LTD.
ES NETWORKS PHILIPPINES INC.
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SERVICES INC.
ES NETWORKS PHILIPPINES BUSINESS SOLUTIONS INC.

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称
VIETNAM FLAGSHIP ASSET MANAGEMENT LLC.
- ・連結の範囲から除いた理由
非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な非連結子会社
VIETNAM FLAGSHIP ASSET MANAGEMENT LLC.
- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

イーエスピーシーワン株式会社の重要性が増したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2023年7月19日付で当社が保有するES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE.LTD.の全ての株式を売却し、また2023年7月20日付で当社が保有するES NETWORKS (THAILAND) CO.,LTD.の全ての株式を売却したため、両法人を連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券(営業投資有価証券含む)

・市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

一部の連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な契約形態における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 企業結合・分離実行支援等のスポット契約

企業結合・分離実行支援においては財務戦略/成長戦略の一環として顧客企業がM&Aを実行する際に、組織機能立ち上げの段階から各種ディールの実行までの様々な段階でサービスを提供しております。これらの契約はサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. PMIコンサルティング等のランニング契約

PMIコンサルティングにおいてはM&A実施後のシナジー効果実現・企業価値向上を目的とする顧客企業の管理体制全般の構築に関して、主に顧客企業に常駐支援を行う形態でのコンサルティングサービスを提供しております。これらの契約は主としてサービス期間（一定期間）に応じて収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,219千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異に対して将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎として見積もっております。

将来の課税所得の見積りは、市場動向やこれに基づく事業成長率等の仮定を含め、経営者により承認された将来の事業計画に基づいて算定しており、関連する業種の将来の趨勢に関する経営者の評価を反映し、外部情報及び内部情報の両方から得られた過去のデータを基礎としております。見積りに用いた仮定は合理的であり、当連結会計年度末の繰延税金資産の残高は妥当であると判断しております。

ただし、会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、市場環境や競合他社の状況により、将来の課税所得の変動の影響を受けて、繰延税金資産の金額が減少し、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 営業投資有価証券及び投資有価証券の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 110,141千円

投資有価証券 270,380千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等については、実質価額が取得価額と比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券の評価における重要な見積りは、取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画であり、その将来利益計画の重要な仮定は、投資先の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

これらの営業投資有価証券及び投資有価証券の評価においては、投資先の経済環境の変化等により、翌連結会計年度の連結計算書類において営業投資有価証券及び投資有価証券の計上金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 60,813千円
- (2) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額総額	150,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	150,000千円

5. 連結損益計算書に関する注記

受取返還金

2020年12月31日を基準日とした配当が会社法及び会社計算規則の定めにより算定した分配可能額を超えていたことに対して、株主から自主返納の申し出を受領した事によるものです。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,048,100株

- (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	114,843	39	2022年12月31日	2023年3月27日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年2月19日 取締役会	普通株式	122,782	41	2023年12月31日	2024年3月29日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

②金融商品の内容、そのリスク及びリスクの管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従ってリスクの低減を図っております。

敷金及び保証金は、取引先企業の信用リスクに晒されておりますが、取引先の状況を定期的にモニタリングし、回収懸念の早期把握に努めております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は主に上場株式、非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、リスクの低減を図っております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後4年であります。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定において変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。（（注）1を参照下さい。）

また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、契約負債及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	140,589	140,589	—
(2) 敷金及び保証金	164,754	151,186	△13,568
資産計	305,344	291,775	△13,568
(3) 長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)	538,207	535,951	△2,255
負債計	538,207	535,951	△2,255

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
営業投資有価証券	
非上場株式	110,141千円
投資有価証券	
非上場株式	33,805千円
投資事業組合出資	95,985千円

これらについては、上記表に含まれておりません。

(注) 当連結会計年度において、非上場株式について23,774千円の減損処理を行っております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	140,589	—	—	140,589

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金および保証金	-	151,186	-	151,186
長期借入金(一年内返済 予定の長期借入金含む)	-	535,951	-	535,951

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金および保証金

時価は、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もった返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金(一年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 444円62銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 46円43銭 |

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント
	コンサルティング事業
スポット契約（一時点）	356,940
ランニング契約（一定期間）	2,354,318
顧客との契約から生じる収益	2,711,258
外部顧客への売上高	2,711,258

投資事業については当連結会計年度において収益は発生しておりません。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

- ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	273,273
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	278,561
契約負債(期首残高)	28,684
契約負債(期末残高)	50,187

当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、当連結会計年度の収益として認識しております。

- ②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,324,698	流動負債	561,218
現金及び預金	970,687	一年内返済予定の長期借入金	311,145
売掛金	245,877	未払費用	3,195
仕掛品	8,144	未払金	196,897
前払費用	32,371	預り金	8,284
関係会社短期貸付金	13,000	契約負債	22,698
その他	55,806	その他	18,999
貸倒引当金	△1,189	固定負債	227,062
固定資産	780,994	長期借入金	227,062
有形固定資産	183,807		
建物	154,034	負 債 合 計	788,280
工具、器具及び備品	29,773		
無形固定資産	1,253	(純資産の部)	
ソフトウェア	1,253	株主資本	1,274,974
投資その他の資産	595,933	資本金	567,000
投資有価証券	270,380	資本剰余金	244,380
関係会社株式	60,743	資本準備金	244,380
関係会社長期貸付金	130,000	利益剰余金	547,162
敷金及び保証金	153,113	利益準備金	8,173
繰延税金資産	10,219	その他利益剰余金	538,989
長期前払費用	1,824	繰越利益剰余金	538,989
その他	3,909	自己株式	△83,568
貸倒引当金	△34,257	評価・換算差額等	39,306
		その他有価証券評価差額金	39,306
		新株予約権	3,131
資 産 合 計	2,105,693	純 資 産 合 計	1,317,412
		負 債 純 資 産 合 計	2,105,693

損益計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,338,930
売上原価		1,189,716
売上総利益		1,149,213
販売費及び一般管理費		855,929
営業利益		293,283
営業外収益		
受取返還金	8,459	
関係会社受取利息	8,283	
為替差益	7,455	
貸倒引当金戻入益	3,545	
その他	2,203	29,947
営業外費用		
支払利息	4,040	
投資組合損失	9,322	
上場関連費用	23,223	
支払報酬	10,352	46,939
経常利益		276,291
特別損失		
関係会社株式売却損	21,241	
投資有価証券評価損	23,774	
固定資産除却損	1,875	46,891
税引前当期純利益		229,399
法人税、住民税及び事業税	17,922	
法人税等調整額	15,089	33,011
当期純利益		196,388

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日から
2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	567,000	244,380	-	244,380	8,173	499,191	507,365	△161,815	1,156,929
当期変動額									
剰余金の配当				-		△114,843	△114,843		△114,843
当期純利益				-		196,388	196,388		196,388
自己株式の処分			△41,747	△41,747			-	78,247	36,500
利益剰余金から資本剰余金への振替			41,747	41,747		△41,747	△41,747		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-		-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	39,797	39,797	78,247	118,044
当期末残高	567,000	244,380	-	244,380	8,173	538,989	547,162	△83,568	1,274,974

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計		
当期首残高	-	-	3,319	1,160,249
当期変動額				
剰余金の配当				△114,843
当期純利益				196,388
自己株式の処分				36,500
利益剰余金から資本剰余金への振替				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	39,306	39,306	△187	39,118
当期変動額合計	39,306	39,306	△187	157,163
当期末残高	39,306	39,306	3,131	1,317,412

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、在外連結子会社については、定額法を採用しております。

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	3年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な契約形態における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

イ. 企業結合・分離実行支援等のスポット契約

企業結合・分離実行支援においては財務戦略/成長戦略の一環として顧客企業がM&Aを実行する際に、組織機能立ち上げの段階から各種ディールの実行までの様々な段階でサービスを提供しております。これらの契約はサービス提供が完了した時点で収益を認識しております。

ロ. PMIコンサルティング等のランニング契約

PMIコンサルティングにおいてはM&A実施後のシナジー効果実現・企業価値向上を目的とする顧客企業の管理体制全般の構築に関して、主に顧客企業に常駐支援を行う形態でのコンサルティングサービスを提供しております。これらの契約は主としてサービス期間（一定期間）に応じて収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

〔時価の算定に関する会計基準の適用指針〕（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10,219千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法及び見積りの内容は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(1)繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

(2) 投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 270,380千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①の金額の算出方法及び見積りの内容は、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記(2)営業投資有価証券及び投資有価証券の評価」の内容と同一であります。

(3) 関係会社に対する投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 60,743千円

関係会社短期貸付金 13,000千円

関係会社長期貸付金 130,000千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式については、関係会社の財政状態、直近の事業環境とそれを反映させた事業計画に基づき、実質価額が取得価額と比べて著しく下落した場合には、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額について貸倒引当金を計上しております。

関係会社に対する投融資の評価における重要な見積りは、取得原価までの回復可能性を合理的に判断するための将来利益計画及び貸付金返済のための資金計画であり、その将来利益計画及び資金計画の重要な仮定は、関係会社の作成した事業計画、当該計画の実現可能性、及びそれらに基づく回復可能性であります。

これらの関係会社の投融資の評価は、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、関係会社の事業計画等の見直しが必要となった場合、翌事業年度に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 43,225千円

(2) 区分掲記されたもの以外で、関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	21,108千円
② 短期金銭債務	26,211千円
③ 長期金銭債権	3,909千円

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額総額	150,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	150,000千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	7,354千円
売上原価	22,461千円
営業取引以外の取引高	9,203千円

(2) 受取返還金

2020年12月31日を基準日とした配当が会社法及び会社計算規則の定めにより算定した分配可能額を超えていたことに対して、株主から自主返納の申し出を受領した事によるものです。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 53,400株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損	13,028千円
投資有価証券評価損	38,030千円
貸倒引当金繰入超過額	10,853千円
未払事業税	2,133千円
未払金	21,478千円
資産除去債務	1,237千円
減価償却超過額	670千円
その他	5,213千円

小計 92,644千円

評価性引当額 △63,436千円

繰延税金資産合計 29,208千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △17,347千円

その他 △1,641千円

繰延税金負債合計 △18,989千円

繰延税金資産の純額 10,219千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	イーエスピーシーワン株式会社(注3)	東京都千代田区	150千円	投資事業	所有 間接 76%	経理事務 事業資金の 貸付	資金の貸付 (注2) 利息の受取 (注2)	70,000 1,027	関係会社 長期貸付金	70,000
子会社	ES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD. (注4)	タイ王国 バンコク市	4,000千THB	コンサルテ ィング事業	所有 -	事業資金の 貸付	利息の受取 (注2)	5,569	-	-
子会社	ES NETWORKS PHILIPPINES INC.	フィリピン 共和国マカ ティ市	11,000千PHP	コンサルテ ィング事業	所有 直接100%	事業資金の 貸付	利息の受取 (注2)	1,177	関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 (注1)	13,000 49,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 合計8,664千円の貸倒引当金繰入額を計上し、貸倒引当金の合計は33,872千円となっております。
2. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。
3. イーエスピーシーワン株式会社は、当事業年度において重要性が増したことにより、子会社としております。
4. ES NETWORKS (THAILAND) CO., LTD.は2023年7月20日付で当社が保有する全ての株式を売却したことにより、子会社から除外しております。

(2) 役員及び主要株主等

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 438円87銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 66円65銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社エスネットワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスネットワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスネットワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月14日

株式会社エスネットワークス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久世 浩一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスネットワークスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月19日

株式会社エスネットワークス 監査等委員会

常勤監査等委員 宮 部 賢 一 ㊟

監 査 等 委 員 江 連 裕 子 ㊟

監 査 等 委 員 若 林 義 人 ㊟

監 査 等 委 員 竹 内 在 ㊟

(注) 監査等委員江連裕子、若林義人及び竹内在は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たかぼたけ よしのり 高島 義紀 (1975年7月22日)	1998年4月 (株)インテリジェンス（現パーソルキャリア(株)）入社 2000年6月 当社入社 2008年2月 FLAGSHIP VIETNAM Co.,Ltd（現ES NETWORKS VIETNAM CO.,LTD）Director就任 2015年10月 ES NETWORKS ASIA GLOBAL PTE. LTD. Director就任 2016年1月 当社執行役員就任 2018年1月 ES NETWORKS (THAILAND) Co., LTD. Director就任 2018年6月 (株)ZENKIGEN監査役就任（現任） 2018年11月 ES CONSULTING VIETNAM CO., LTD. Director就任 2019年1月 Teradatrust Advisory Inc.（現 ES NETWORKS PHILIPPINES LTD.）Director就任 2019年3月 当社取締役（社長補佐担当）就任 2021年1月 当社代表取締役就任（現任）	163,600株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	たけばやし さとし 武林 聡 (1964年5月23日)	<p>1987年4月 (株)リクルート (現(株)リクルートホールディングス) 入社</p> <p>1992年9月 (株)インテリジェンス (現パーソルキャリア(株)) 入社</p> <p>1993年4月 同社取締役就任</p> <p>2004年6月 (株)メディア (現アルテリア・ネットワークス(株)) 代表取締役社長就任</p> <p>2007年9月 (株)UCOM (現アルテリア・ネットワークス(株)) 代表取締役社長就任</p> <p>2009年11月 (株)USEN(現(株)USEN-NEXT HOLDINGS) 取締役就任</p> <p>2011年1月 (株)フォーバル・リアルストレート代表取締役就任</p> <p>2016年3月 当社取締役就任 (現任)</p> <p>2019年6月 (株)インターワークス 代表取締役就任</p> <p>2020年12月 アート・クラフト・サイエンス(株) 取締役 (現任)</p> <p>2022年5月 (株)Auditech 取締役就任 (現任)</p> <p>2022年11月 (株)LASSIC 取締役就任 (現任)</p>	44,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者高畠義紀は、創業間もない2000年に当社へ入社、当社の事業執行及び当社支援先の取締役、監査役等の経験を経て2019年より社長補佐担当の取締役、2021年1月より当社の代表取締役となり、国内外における豊富な経営経験及び実績を有しておりますことから、当社の将来にわたるグローバルな視点での事業成長と企業価値向上の実現を図ること及びグループ全体の適切な監督を期待し、選任をお願いするものです。また、同氏の所有する当社株式は、同氏の資産管理会社を通じて保有している実質所有株式数を記載しております。
3. 候補者武林聡は、大手企業における経営経験を豊富に有しており、2016年の当社取締役就任以来、その知見を当社の経営に反映しております。引き続き豊富な経験を当社の経営に活かすことを期待し、選任をお願いするものです。また、同氏の所有する当社株式の数には、同氏の資産管理会社の株式も含めた実質所有株式数を記載しております。

4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約より補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 各候補者は、当社と会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ 氏 り が な 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	みやべ けんいち 宮部 賢一 (1969年9月20日)	1992年4月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 入社 1997年10月 (株)トーキ入社 1999年1月 北村会計事務所 (現税理士法人北村会計) 入所 1999年5月 佐藤英志公認会計士事務所入所 1999年10月 当社取締役就任 2004年8月 (株)インテント 監査役就任 2005年12月 (株)フラグシップ (現(株)キネマ旬報社) 監査役就任 2013年3月 当社監査役就任 2016年3月 (株)フラグシップAM代表取締役就任 2020年3月 当社監査役就任 2022年3月 当社取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2022年4月 パラダイムシフトグループ(株)監査役就任 (現任) 2022年8月 イーエスピーシーワン(株)監査役就任 (現任)	150,100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	えづれ ゆうこ 江連 裕子 (1977年7月12日)	<p>1998年1月 (株)セント・フォース所属フリーアナウンサー (現任)</p> <p>2004年10月 (株)日経CNBC メイン経済キャスター就任</p> <p>2008年7月 (株)日経ラジオ社 ラジオN I K K E I 経済キャスター就任 (現任)</p> <p>2011年7月 (株)テレビ東京 E-Morning Mプラス11 マーケットキャスター就任</p> <p>2015年6月 (株)グルメ杵屋社外取締役就任</p> <p>2018年8月 当社社外取締役就任</p> <p>2018年4月 専修大学 アナウンサー講座 講師</p> <p>2020年4月 (株)乃が美 (現(株)乃が美ホールディングス) 社外取締役就任</p> <p>2021年4月 世界は今-JETRO Global Eye キャスター 公益財団法人青葉園 非常勤理事就任 (現任)</p> <p>2022年3月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p>	5,000株
3	わかばやし よしと 若林 義人 (1978年11月24日)	<p>2008年1月 西村あさひ法律事務所入所</p> <p>2019年1月 西村あさひ法律事務所パートナー就任 (現任)</p> <p>2019年3月 当社社外取締役就任</p> <p>2022年3月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p>	5,000株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	なけうち あり 竹内 在 (1970年11月19日)	<p>1994年12月 ニフティ(株)入社</p> <p>1999年 7月 (株)東海総合研究所 (現三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)) 入社</p> <p>2001年 7月 S A P ジャパン(株)入社</p> <p>2006年 7月 日本オラクル(株)入社</p> <p>2011年 4月 (株)シンプレクス・コンサルティング (現シンプレクス(株)) 入社 コーポレート・イノベーショングループ執行役員就任</p> <p>2013年 3月 セレンディップ・ホールディングス(株)監査役就任</p> <p>2014年 3月 同社代表取締役社長就任</p> <p>2014年10月 天竜精機(株)取締役就任 (現任)</p> <p>2015年10月 佐藤工業(株)取締役就任</p> <p>2016年 7月 エムジーホールディングス(株)社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2018年 4月 佐藤工業(株)監査役就任</p> <p>2018年 6月 同社取締役就任 (現任)</p> <p>2018年 8月 三井屋工業(株)取締役就任 (現任)</p> <p>2018年12月 (株)サンテクト (現セレンディップ・テクノロジーズ(株)) 取締役就任 (現任)</p> <p>2020年 7月 セレンディップ・フィナンシャルサービス(株)取締役就任 (現任) (株)エムジエック (現セレンディップ・テクノロジーズ(株)) 取締役就任 セレンディップ・ホールディングス(株)社長執行役員就任</p> <p>2022年 3月 当社社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)</p> <p>2023年 1月 (株)アベックス取締役就任 (現任)</p> <p>2023年 6月 セレンディップ・ホールディングス(株)代表取締役社長兼CEO就任 (現任)</p>	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者江連裕子、若林義人及び竹内在は、社外取締役候補者であります。
3. 候補者宮部賢一は、創業当初より当社及び当社子会社の事業執行の経験を有するほか、2020年より当社常勤監査役を務めており、当社の事業全般に対し相当程度の知見を有しておりますことから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。同氏は現在、当社の監査等委員である取締役（2022年3月までは監査役）であります。その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 候補者江連裕子は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年に渡り経済キャスターとして活躍し、多数の企業経営者や株式市場関係者への豊富な取材経験を有しております。独立した立場から高度な知見を当社のコーポレートガバナンス・取締役会の監督機能の強化に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役（2022年3月までは社外取締役）であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
5. 候補者若林義人は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士、会計士補及び米国公認会計士としてM&Aや企業法務を中心に豊富な経験を有しております。客観的な立場から、高度な知見を当社のコーポレートガバナンス、コンプライアンス体制の強化に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役（2022年3月までは社外取締役）であります。その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
6. 候補者竹内在は、情報通信・マーケティング分野における高度な専門知識並びに上場企業における経営経験を有しております。独立した立場から、高度な知見を当社のコーポレートガバナンス・取締役会の監督機能の強化に反映いただけることを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、候補者宮部賢一、江連裕子、若林義人及び竹内在との間で、その職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは損害賠償の責任限度額を120万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しており、選任が承認された場合は上記責任限定契約が継続されます。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約より補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
9. 各候補者は、当社と会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しております。各候補者の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

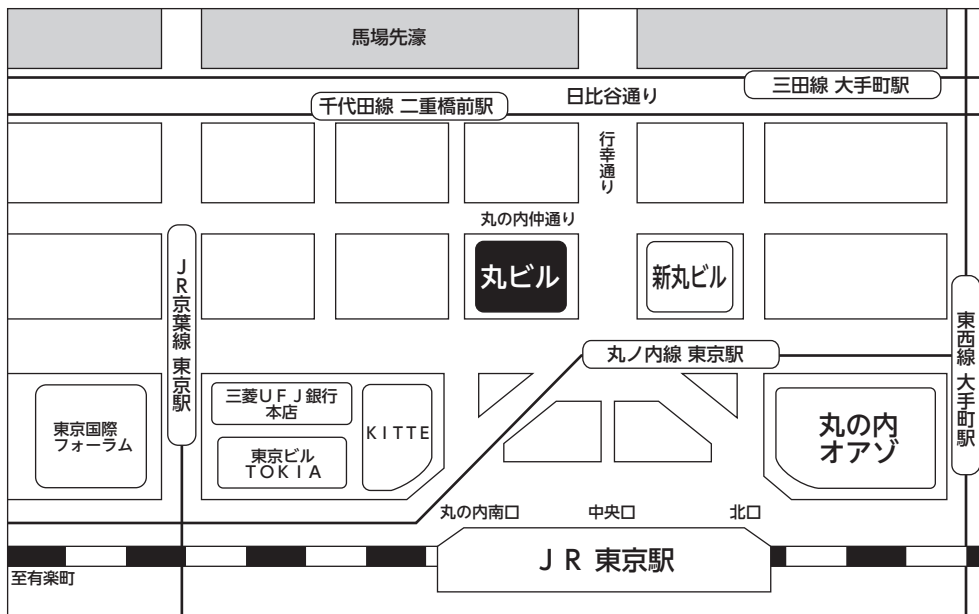
ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
や ざ き ま さ え 矢崎 正江 (1975年12月31日)	1998年4月 高砂熱学工業(株) 入社 2005年12月 有限責任あずさ監査法人 入社 2016年7月 ユナイテッド・アドバイザーズ税理士法人 入社 2017年7月 矢崎公認会計士事務所 開設 2018年4月 辻・本郷税理士法人 入社 2021年10月 (株)ZENKIGEN 常勤監査役就任(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者矢崎正江は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者矢崎正江は、過去に直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として経営の健全性と透明性の向上に貢献する資質と見識を備えており、また監査法人・税理士法人でのコンサルティング業務等、豊富な経験を有していることから、独立した立場から、当社経営に対する適切な監査・監督を期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。
4. 当社は、候補者矢崎正江が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で、その職務を行うにつき善意かつ無重過失であるときは損害賠償の責任限度額を120万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約より補填することとしております。候補者矢崎正江が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 候補者矢崎正江が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社と会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
7. 当社は、補欠監査等委員につき、監査等委員である取締役に就任した場合には、その在任期間中において、2022年3月25日開催の第23期定時株主総会において承認された監査等委員の報酬年額100,000千円の範囲内で一定額の報酬を支給するものとします。
8. 矢崎正江は、東京証券取引所の定める独立役員要件、及び当社の「独立性判断基準」における独立性の要件を満たしております。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出を行う予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸ビル8階 Room3
TEL 03-3217-7111



交通のご案内

JR 東京駅	地下道より直結	徒歩約1分
東京メトロ丸の内線 東京駅	地下道より直結	徒歩約1分
東京メトロ千代田線 二重橋前駅	7番出口より	徒歩約2分
都営三田線 大手町駅	D1出口より	徒歩約3分

※会場での駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。